

市内局番を確かめておかけください



南あわじ市役所
総合窓口センター
緑 庁舎 ☎44-3001
西淡庁舎 ☎37-3011
三原庁舎 ☎43-5021
南淡庁舎 ☎50-3031

【中央庁舎】
議会事務局 ☎43-5005
市長公室 ☎43-5002
総務部
総務課 ☎43-5001
防災課 ☎43-5006
情報課 ☎43-5003
さんさんネット ☎43-2345
選挙管理委員会事務局 ☎43-5004

【緑庁舎】
健康福祉部
福祉課 ☎44-3002
長寿福祉課 ☎44-3005
保険課 ☎44-3003
健康課 ☎44-3004
少子対策課 ☎44-3040

【西淡庁舎】
産業振興部
商工観光課 ☎37-3012
企業誘致課 ☎37-3046
水産振興課 ☎37-3013

都市整備部
管理課 ☎37-3014
建設課 ☎37-3015
都市計画課 ☎37-3016

教育委員会(教育部)
教育総務課 ☎37-3017
学校教育課 ☎37-3018
人権教育課 ☎37-3019
生涯学習文化振興課 ☎37-3020

【三原庁舎】
市民生活部
市民課 ☎43-5023
税務課 ☎43-5022
収税課 ☎43-5034
生活環境課 ☎43-5024

農業振興部
農林振興課 ☎43-5025
農地整備課 ☎43-5026
地籍調査課 ☎43-5027
農業共済課 ☎42-6210
農業委員会事務局 ☎43-5029

【南淡庁舎】
財務部
財政課 ☎50-3033
管財課 ☎50-3034

下水道部
企業経営課 ☎50-3036
下水道課 ☎50-3039
下水道加入促進課 ☎50-3041

会計課 ☎50-3040
監査委員事務局 ☎50-3050

8月から

父子家庭への児童扶養手当支給を開始

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。受給には申請(認定請求)が必要です。

申請手続き
既に支給要件に該当する人は、7月1日から申請ができます。まずは福祉課までご連絡ください。

7月31日までに支給要件に該当する人
11月30日までに申請をすれば、8月分から支給されます。

8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した人
11月30日までに申請すれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

福祉課 ☎44-3002

▼児童1人の支給額

全部支給	一部支給
4万1,720円	9,850円～4万1,710円

▼児童2人以上の加算額

児童数	加算額
2人目	5,000円
3人目以降	3,000円/人

※公的年金の受給や所得制限で、

福祉課 ☎44-3002

6月下旬郵送

「福祉医療」の受給者証を送りました

福祉医療 高齢者や重度障害者、乳幼児等、母子・父子家庭の親子、遺児などの人の医療費の一部を助成する制度です。

対象者には、6月下旬に受給者証を送付しています。7月以降は新しい受給者証で受診してください。

受給者証の交付には所得の申告が必要です。対象者でも所得の申告がない場合は、受給資格の確認ができません。そのため、受給者証を交付できない場合があります。対象者が届いていない人は平成21年中の所得を税務課で申告してください。(所得がなくても、申告が必要です)

なお、平成22年1月1日に市内に住所がない人は、住所があった市区町村で平

- 成22年度所得証明書(住民税所得割税額の控除の明細が分かるもの)の交付を受けてください。
- 福祉医療利用上の注意
- ① 受給者証が使えなかった(県外受診など)
 - ② 福祉医療の受給者が補装具などの装着をした
 - ③ 老人医療で1か月の一部負担金の合計が限度額を超えた
- ▽福祉医療の助成がない例
- ① 学校等での事故で日本スポーツ振興センターの給付を受ける
 - ② 他の公費負担医療の給付(障害者自立支援医療等に該当など)を受ける
 - ③ 訪問看護を受けるとき
- 福祉課 ☎44-3003

夏の交通事故防止運動期間

期間 7月15日(木)～24日(土)

重点項目

- ① 高齢者と子どもの交通
- ② 自転車の交通安全
- ③ 飲酒運転など悪質・危険な運転の根絶
- ④ チャイルドシート着用の徹底

生活環境課 ☎43-5024

全島一斉清掃

7月4日(日) 午前8時～10時

道路沿道や公会堂、公園などを美しくしましょう。午前10時頃からゴミ収集車が回ります。

※家庭内のゴミは、絶対出さないでください。

生活環境課 ☎43-5024

投票日は7月11日(日) 投票時間 7:00～20:00

公示日(立候補届出日)は、6月24日(木)。開票は7月11日(日)21:30から文化体育館で行います



あなたの意志を託す一票を大切に
ご家族、ご友人の方々を誘い合わせて投票に行きましょう！

一人「2種類」

選挙区 投票 比例代表

候補者名または政党名を書いて投票

△△党
または
○本○郎

第22回参議院議員通常選挙

選挙管理委員会 ☎43-5004

期日前投票

仕事や旅行などで投票日当日に投票ができない人は期日前投票ができます。

- 三原公民館トレーニング室 6月25日(金)～7月10日(土) 8:30～20:00
- 市役所緑庁舎、南淡公民館 7月3日(土)～10日(土) 8:30～20:00 ※南淡図書館→南淡公民館に変更
- シーパ特設期日前投票所 7月3日(土)～10日(土) 9:30～20:00 ※西淡庁舎→シーパに変更
- 沼島総合センター(沼島地区の有権者) 7月7日(水)～9日(金) 8:30～17:00



投票は2種類

参議院議員は任期が6年で、3年ごとに半数が入れ替わります。また、参議院議員選挙には各都道府県の区域を選挙区の単位とした「選挙区選挙」と全国を単位とした「比例代表選挙」があります。有権者の皆さまは、「選挙区」と「比例代表」の2種類の投票ができます。

1 選挙区選挙

選挙区の当選させたい「候補者名」を書いて投票します。投票用紙は薄い黄色の用紙です。

候補者名の氏名を書いて投票

○山○美

2 比例代表選挙

当選させたい「候補者名」または「政党名」を1つ書いて投票します。投票用紙は白色の用紙です。

候補者名または政党名を書いて投票

△△党
または
○本○郎

比例代表選挙における政党の投票数は、所属候補者個人の得票数と政党の得票数を合算したものととなります。各政党の当選者数は政党数に応じて配分され、個人の得票数が多い順に当選を決定します。

不在者投票

- (1) 他の市区町村での不在者投票
仕事や学業などの都合で市外に滞在のため、市内での投票ができない人は、あらかじめ市選挙管理委員会に手続きを行い、滞在先の市区町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。
- (2) 病院・老人ホーム等の指定施設での不在者投票
都道府県選挙管理委員会から指定を受けている病院、老人ホーム等の施設に入院又は入所されている人は、施設内の不在者投票所で投票ができます。投票を希望される人は施設にお申し出ください。
- (3) 郵便等による不在者投票
身体に重度の障害がある人で、特定の要件に該当する人は在宅で投票ができます。あらかじめ郵便等投票証明書を持つ必要があります。手続きについては、市選挙管理委員会へお問い合わせください。